2009年 3月25日 第991号 1

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合 310-0853 茨城県水戸市平須町表原 1 - 9 3 telephone 029-305-3075 facsimile 029-305-3317 www.mito.ne.jp/~iba-kou/

### 茨城高教組•分会代表者会議

4 月 4 日(土 曜) 10:00-12:00 水戸市民会館2 階会議室 なくせ貧困!春の県民大集会

4月4日(土曜) 13:30-15:00 水戸駅南・平和公園

## 十年研で更新・講習開講・公務取扱について早期検討約束



茨城県高等学校教職員組合は 3月12日、教員免許更新制に 関して茨城県教育委員会との労 使交渉を実施した。(更新制の問 題点・要求事項については www. mito.ne.jp/~iba-kou/kikanshi/987. pdf、並びに/989.pdf、/990.pdf)

当局側の出席者は特別支援教育課飯塚裕治総括課長補佐、同関勤係長(教員免許事務担当)、高校教育課藤田昌人総括課長補佐、同柴原宏一人事担当課長補佐、同石崎弘美指導担当課長補佐、他5人。

させ、一部の即時実行のほか、 重要事項のすべてについて、再 検討と再回答を約束させた。

#### 情報伝達を怠る校長・教頭

まず問題になったのが、ほとんどの職場で管理職員が免許更新に関する伝達を怠ってきた点。2月13日には全県小中高校の管理職員を対象に説明会が開かれ、資料等も交付されたにもかかわらず、多くの学校で一切伝達がおこなわれていない。伝えたとしても、2010年度末に更新時期を迎える教員にしか伝えていないのが通例である。

県教委側(回答:高教課藤田総括課長補佐。以下同じ)は、ただちに全校の校長に指示をおこなうことを約束した(翌13日、高教・特教両課長名で全校長に対し、全教員への情報伝達をおこなうよう文書で指示をおこなった)。

#### 先着順ネット受付・人数不足

アンケート結果によると、8 割以上の教員が県内大学で夏季 休業中に受講することを希望しているのに対し、筑波大・茨城大あわせて、半分以下の800人しか収容できない計画になっている。さらに、インターネットによる先着順受付が予告され、不安が広がっている。夏季休業中を逃すと、例えば6月の「土日土土」のような過密日程を余儀なくされる。これらの点に

ついて、県教委は、講座日程の 適正化について大学側に申し入 れをおこなうことを約束した。

#### 県教委実施・十年研による認定

大学の講習が需要を満たさないことが明らかであることから、 茨城県教育委員会も更新講習を 実施すべきであると強く追及した。 県教委は、早急に検討のう え回答するとした。さらに、十年次研修によって免許更新認定する件について特教課飯塚総括課長補佐は、「年齢により該当と非該当の不公平がある」として否定的姿勢を示した。しかし組合から更新年齢を勘案して各人の十年研の受講年をずらすなどの解決策を提示し、県教委は再検討・再回答を約束した。

#### 更新講習受講の公務性

飯塚補佐の「免許は個人の資格」とする論理では、受講に際しての公務災害補償がおこなわれないほか、勤務時間中の申込み(PC操作)が職務専念義務違反行為になる。「個人の資格」という前提が誤りなのである。県教委は再検討を約束した。□

### 土曜模試裁判で地公災基金弁護士が決定的錯誤

### 証拠を読み誤り、"ベネッセが雇用者"と主張

2004年7月4日、土曜日に学校で実施された模擬試験の監督業務のため出勤する途上、後続車に追突されて障害を負った日立二高の教諭が、公務外認定処分の取り消しを求めて行政訴訟を提起した。茨城高教組顧問弁護士で県弁護士会長の谷萩陽一弁護士を代理人とし、昨年10月10日水戸地方裁判所に提訴した。

(災害の状況と地方公務員災害補 償基金県支部による公務外認定処 分、さらに同県支部審査会が審査請 求を棄却した経緯については、www. mito.ne.jp/~iba-kou/kikanshi/957. pdf、並びに/958.pdf、/965.pdf)

#### "ベネッセ=雇用者"説を蒸し返す

被告・地公災基金の代理人は、2 月10日の公判においてはじめて本 格的な反論をおこない、監督業務に あたった教員は民間企業のベネッセ・コーポレーションに雇用されていたものであり、公務すなわち地方公務員としての仕事をしていたのではないから「公務遂行性」は認められない、と主張した。

この主張は、じつは 2007 年の基金支部審査会における審査の際にも、基金支部が主要な論点として申立てていたものであった。それに対し教諭側が、本県においては県立高校教員を雇用した事実はないとするベネッセ高校大学部関東事業所長の証言を提出し、審査会は「雇用関係を証する資料は確認できず、処分庁[基金支部]の主張する民間業者〔ベネッセ〕が実施したという事実は確認できない」と断言した。

"ベネッセ=雇用者"説は、行政 側の審査会から見てもおよそ成り立 たず、決着済みのものである。

(なお、支部審査会は基金支部の 唯一の論拠をしりぞけておきなが ら、職員会議で模試の実施を決めて も校長の職務命令とは言えず、〔県 教委が押印を禁じていることを無視 して〕出勤簿への押印がないから公 務ではないという支離滅裂な口実に よって、審査請求を棄却した。)

#### 証拠の読み間違い

被告・基金側は、破綻した論点を 再び持ち出すに際して、ベネッセ作成の文書を証拠として提出した。これは、学校主催の模試に問題を提供 する現行の形態から、ベネッセが模 試の主催者となり教員をアルバイト として雇用する方式への転換を図ろ うとして、県内の或る高校に提出し た文書である。この方式は、関西な ど数県で実施されているが、地方公務員法が原則として禁止する営利企業従事にあたるため茨城県教委が承認しないとしていることもあり、本県では実現していないものである。

この文書は、"ベネッセ=雇用者" 方式は実行されていないことを立証 するために、教諭側が支部審査会に 対して提出したものであり、支部審 査会は前述の通りの判断をした。

被告側弁護士は、審査会での審理 記録を閲覧してこの文書を目にと め、"ベネッセ=雇用者"ではない ことの証拠であるものを、あろうこ とか"ベネッセ=雇用者"を示す証 拠だと勘違いしたうえで、裁判所に 対して提出したものである。

被告代理人の橋本勇弁護士は、元自治省の官僚で、『逐条地方公務員法』の著者としても知られ、行政当局の代理人としてその方面では有名らしいが、学校の実情には疎いようで、それが今回の致命的ミスを招いたのである。誤りに気づかない地公災基金の実態も露呈し、原告主張の妥当性が一層明らかとなった。 □

### 「いのちと健康を守る茨城センター」設立

2月14日、水戸市の青少年 会館で「働くもののいのちと健 康を守る茨城センター」の設立 総会が開催された。

略称「いのちと健康茨城セン ター」の設立構成団体は、茨城 県労働組合総連合(茨城労連)、 茨城県自治体労働組合連合(自 治労連)、茨城県高等学校教職員 組合、茨城県医療労働組合連合 会 (医労連)、水戸翔合同法律事 務所、茨城県民主医療機関連合 会(民医連)の6団体。

会長には、石井啓一(民医連)、 副会長には安江祐(翔法律事務 所)、桜井和夫(茨城労連)、事 務局長には大月昭次(茨城労連) の各氏が選出された。

会の目的と今年の活動方針は 次のとおり。

#### 〇 目的

働く人々の労働条件や作業 環境によって起こる労働・公 務災害をなくし、さらには日 常生活とも関わって『労働・ 生活習慣病』などを予防し、 安全の確保と完全な補償の実 現、保健活動を軸とした健康 づくりをめざす取り組みを通 して、働く人々の生命と健康 を守ること。

#### 2009 年度活動方針

1 学習・宣伝行動 \*労働法制、運動の学習・ 交流会の開催

- \*「いのちと健康茨城セン ターニュース」の発行
- \* 労働基準法、労働安全衛 生法の職場への情官
- 2 専門家等の協力を得ての 働く者の安全と衛生に関す る相談
- 3 「働くもののいのちと健 康を守る全国センター」と の連携

#### ○ 記念講演

#### ILO187 号条約批准の意義

設立記念講演は、東京社会医 学研究センター理事の村上剛志 氏が「労働安全衛生法の活用で いのちと健康を守ろう」と題し ておこなった。

村上氏は、「労働安全衛生に関 しては、コペルニクス的転換が 始まった」とし、ILO187号条 約(安全衛生の促進的条約)を 日本が世界で最初に批准(2007 年7月24日) したことの重要 性を指摘した。

これにより、文部科学省の 「安全衛生体制の整備について」 の通知(2007年12月)や労働 契約法への「安全配慮義務」の 明記(2008年3月)など体制 整備が進んでいることを紹介し、 今後は法令・通達・指針を生か す活動が重要だとした。

#### CEART 勧告の意義

2008 年 12 月に ILO・ユネス

コ共同委員会 (CEART 委員会) が、日本政府及び各教育委員会 に対し、「教員の地位に関する勧 告し違反の是正を求める勧告を おこなった。

今回の勧告で特に重要なこと は、「給与と関係する教員評価制 度を根本的に再検討すべき」と した点である。

すなわち、「給与決定を目的と したいかなる勤務評定制度も、 関係教員団体との事前協議およ びその承認なしに採用し、ある いは運用されてはならない」と するもので、教員の地位を守る ための画期的・歴史的な内容で ある。

今回の CEART 勧告は、教員に とってだけでなく、一般の公務 職場や民間の労働者にとっても、 注目すべき勧告である。

#### 労働組合は職場に「労安の風」を

このように村上氏は、働く者 の安全と健康を守るためには、 ILO勧告や政府通達等を生かし た活動が重要性を持ってきてい ることを強調した。

そして村上氏は、「労働者のい のちと健康を守るためには学習 が大切」と強調し、いのちと健 康の問題は「民主主義の根幹」、 「社会・事業・行政の根幹」であ り、労働安全衛生法を職場に生 かしていくためには、労働組合 の役割が極めて重要である、と 結んだ。□

### 給与振込はくろうきん>へ

### 4月は職員の皆様の給与振込み口座変乗続欄です

### 給与振込みは2口座まで指定可能です

振込指定

中央労働金庫〇〇支店

▲▲銀行○○支店

※給与振込は、2□座まで指定ができます。 お手続きの方法や期限は各学校の給与担当者へご確認いただき まよう、お願いいたします。5月給与から変更になります。

#### シュカー ドはこんな

くろうきん>のカードは、ゆうちょ銀行・銀行 信金・コンビニなどのATM・CDでもお引出しがで きます。

しかも



セフン銀行ATMで利用すれば

お引き出し手数料無料 朝7時から夜7時まで

夜7時以降は手数料をキャッシュバック。

〈ろうきん〉では、〈ろうきん〉のカードで、ゆうちょ銀 行・銀行・コンビニなどのATM・CDを利用した際の お引出し手数料をキャッシュバックします!

①普通預金口座のお引出し

②マイブラン(カード型)のお引出し キャッシュバック 1口座あたり1ヶ月につき日付・時刻の早い順に 0回数

10回までとなります。 ※お引出し手数料は、翌月20日に〈ろうきん〉がお客様の

(ろうきん) の普通預金口座へご入金します。



# 85編込指定の方には インターネット/モバイルバンキングによる



(ろうきん) に給与振込をご指定の方(注1) による著 キャッシュパッ クの回数(注2) 通景金からのインターネット/モバイルバンキングで

付・時刻の早い順に3回までと

(注1) 当金庫のシステムにて判定可能なご契約に限ります。(注2) 翌月20日(休業日の場合は前営業日)にお振込手数料をお引をしたお客様 の(ろうきん)普通預金口座へご入金します。※キャッシュパックサービスは個人のお客様が対象となります。

普通預金・キャッシュカードを希望される方は

中央ろうきん水戸南支店 16029-248-5700 または 最寄の営業店までご連絡ください。